

「持続的な成長型経済を支える税財政のあり方に関する提言」 の取りまとめについて

関西経済連合会は、このたび「持続的な成長型経済を支える税財政のあり方に関する提言～強い経済・持続可能な財政・分厚い中間層の形成に向けて～」を取りまとめました。

ここ数年、経済成長に伴い税収増が続いており、債務残高対 GDP 比などの指標も改善傾向にあります。一方、飲食料品の消費減税や就業者負担軽減支援金の導入、戦略分野での大規模投資など新たな財源が必要な政策が検討されるなか、長期金利は上昇傾向にあり、足元では約 30 年ぶりの高水準となるほか、為替相場も不安定な動きが続いております。

政権が掲げる強い経済の実現に向けては、安定したマクロ経済環境の整備が不可欠であり、そのためにも市場からの信認を得る財政運営を進めていくことが極めて重要となります。また、わが国の持続的な経済成長および社会の安定にあたって、分厚い中間層を形成していくことが求められます。

かかる観点から、今回の提言では、税制・財政・社会保障制度について、優先的に取り組むべき政策を整理し、要望しています。

《提言の柱と主な要望事項》

■市場の信認を得る財政運営と強い経済の実現の両立に向けて

- 強い経済の実現と財政の持続可能性の確保に向けて財政ガバナンスを強化すべき
(独立財政機関の設置、PB 黒字化目標の設定など財政規律のさらなる実効性確保、つなぎ国債の償還の道筋の明確化)
- 強い経済の実現に向けたさらなる環境整備を進めるべき
(危機管理投資・成長投資への予算の最適配分につながる効果的な検証、供給面に着目した規制緩和などの一層の推進、大阪・関西万博のレガシーを起点とした新たな成長機会の創出・発展)

■分厚い中間層の形成に向けた税・社会保障制度の構築

- 所得税制の見直しを伴った中低所得の現役世代の負担軽減に資する制度にすべき
(給付対象となる所得水準・支援額の具体化、恒久財源の確保～所得控除など所得税制の見直しを中心に捻出すべき、制度の実施方式～将来的に「社会保険料軽減付き税額控除」を導入すべき～)
- 認定クラウドを活用した情報インフラ「ガバメント・データ・ハブ」を整備すべき
- 給付と負担の適正化を通じた持続可能な社会保障制度への見直しを進めるべき
(窓口負担割合の基準見直しなど全世代で支える公平かつ必要性に応じた負担への見直し、社会保障の給付・負担に関するマクロ目標の設定など給付費の伸びを抑制する仕組みの導入 等)
- 希望に応じた就労および所得の向上につながる制度に見直すべき
(第 3 号被保険者制度の廃止や社会保険の適用拡大をはじめとする働き方や世帯構成に中立的な制度の構築、子育て支援・資産形成の後押し〔関連サービスに関する税制優遇〕等)

■2027 年度税制改正に関する要望～法人課税を中心に～

- 企業の成長力強化に向けた支援を強化すべき
(人的投資を支援する制度の創設、一括償却資産等の取得価額の上限引き上げ、国際課税にかかる制度の見直し 等)
- 地域の活性化に向けた後押しを行うべき
(副首都機能整備につながる税制優遇措置の創設 等)

持続的な成長型経済を支える税財政のあり方に関する提言 要旨

～強い経済・持続可能な財政・分厚い中間層の形成に向けて～

- 長期金利の上昇などが進むなか、強い経済と財政の持続可能性の両立に向けて、市場からの信認を得ることが不可欠であり、財政ガバナンスのさらなる強化を図るべきである。また、成長型経済の実現には、投資やイノベーションの促進を通じた潜在成長率の引き上げが求められ、効果の高い施策への重点的な資源配分と規制緩和を含む構造改革を一層推進していくことが求められる。
- 社会の安定と持続的な成長型経済の実現にあたっては、分厚い中間層が極めて重要であるが、現状、社会保険料の負担が実質所得を圧迫している。応能負担の強化を通じて中間層の負担を軽減すべく、所得控除から税額控除へシフトする観点による給付付き税額控除の導入、社会保障制度における給付と負担の見直し、それらを支える情報基盤の整備に取り組むべきである。

1 市場の信認を得る財政運営と強い経済の実現の両立に向けて

(1) 強い経済の実現と財政の持続可能性の確保に向けて財政ガバナンスを強化すべき

①独立財政機関の設置 ～グローバルスタンダードへのキャッチアップ～ <<重点事項>>

＜求められる機能＞

- 経済・財政・社会保障に関する見通しの推計と評価・検証（5～10年程度の中期予測、30～50年程度の長期予測）
- 政府の財政計画の評価や財政の持続可能性に関する分析
- 政府や国民への正確かつ迅速な財政状況の情報発信

＜独立性を保つための仕組みづくり＞

- 設置根拠の法定化（法律によって組織の位置づけや権限、任務等を明確化）
- 組織トップの中立性を保つ任命（行政府と立法府の双方の関与を組み合わせた任命手続き）
- 独立した予算・人材の確保（独自の予算確保や専門人材の採用）

※ 設置形態については、国会(附属機関)もしくは三条委員会としての設置が有力な選択肢

②財政規律のさらなる実効性確保

- 複数年度でのPB黒字化目標の設定をはじめとした規律ある財政運営の推進（利払い費を含めた財政収支の重視を含む）
- 財政目標の対象外とする予算の対象範囲・規模および財源の明確化 <<重点事項>>（特につなぎ国債の償還の道筋の明確化）

(2) 強い経済の実現に向けたさらなる環境整備を進めるべき

①危機管理投資・成長投資への予算の最適配分につながる効果的な検証

- 基金や補助金等のEBPMに基づく効果検証の徹底 等

②供給面に着目した規制緩和などの一層の推進

- 規制改革のさらなる推進（大胆な規制・制度の見直し、新たな技術やビジネスモデルへの対応）
- 資金の効果的なシフトを後押しする金融・資本市場改革

③大阪・関西万博のレガシーを起点とした新たな成長機会の創出・発展 <<重点事項>>

- 大阪・関西万博のレガシーの継承・発展にフォーカスした効果的な予算措置、企業ニーズをふまえた規制緩和および制度整備の推進

2027年度税制改正に向けて ～法人課税を中心に～

(1) 企業の成長力強化に向けた支援を強化すべき

【租税特別措置の新設および延長・拡充】

- 人的投資を支援する制度の創設（グループ、サプライチェーンへの支援含む）等

【インフレなどをふまえた企業の事務負担の軽減】

- 少額減価償却資産・一括償却資産の取得価額の上限額の引き上げ 等

【国際課税にかかる制度の見直し】

- 外国子会社合算税制の見直し（グローバル・ミニマム課税の計算データの活用、適用免除税率の見直し）等

(2) 地域の活性化に向けた後押しを行うべき

【多極成長・分散型の経済圏の形成の推進】

- 副首都機能整備につながる税制優遇措置の創設 等

2 分厚い中間層の形成に向けた税・社会保障制度の構築

(1) 所得税制の見直しを伴った中低所得の現役世代の負担軽減に資する制度にすべき ～「就業者負担軽減支援金」の制度設計等にあたり～ <<重点事項>>

①給付対象となる所得水準・支援額の具体化

- 中間層も対象に含めるべき（所得税制の見直しを前提に）
- 税や社会保険料を負担していない層は対象外とすべき 等（必要な支援は別制度で対応すべき）

②恒久財源の確保 ～所得控除など所得税制の見直しを中心に捻出すべき～

- 税額控除への移行に伴う所得控除の縮減・廃止や「極めて高い水準の所得に対する負担の適正化」の拡充など所得税制の見直しを中心に財源を捻出すべき

③制度の実施方式 ～将来的に「社会保険料軽減付き税額控除」を導入すべき～

- 所得控除から税額控除へのシフトを通じた給付付き税額控除の導入が求められ、その一類型である「社会保険料軽減付き税額控除」を導入すべき

(2) 認定クラウドを活用した情報インフラ「ガバメント・データ・ハブ」を整備すべき <<重点事項>>

- 認定クラウド※を活用した「ガバメント・データ・ハブ」の構築
※NISA等で活用されている一定のセキュリティ要件を満たした民間クラウド
- 政府による積極的な情報発信と国民の理解・信頼の醸成（「ガバメント・データ・ハブ」の必要性・有効性に関して）

(3) 給付と負担の適正化を通じた持続可能な社会保障制度への見直しを進めるべき

【全世代で支える公平かつ必要性に応じた負担への見直し】

- 70歳以上の高齢者の医療費窓口負担割合における基準額の見直し（2割負担となる「一定以上所得者」および3割負担となる「現役並み所得」の基準の引き下げ）
- 公的介護保険制度の利用者負担の見直し（2割負担の対象範囲の拡大）
- 公的医療保険・公的介護保険における標準報酬月額の上限引き上げ 等

【社会保障給付費の伸びを抑制する仕組みの導入】 <<重点事項>>

- 給付・負担に関するマクロ目標の設定（社会保障負担率あるいは医療・介護給付費の対GDP比）
- 医療給付費の伸びを名目GDP成長率等の伸びの範囲に留めるための仕組みの導入

【病気の予防・健康づくりの後押し】

- 特定健診・保健指導等に取り組む保険者に対するインセンティブのさらなる拡大 等（後期高齢者支援金を加減算する幅の拡大）

(4) 希望に応じた就労および所得の向上につながる制度に見直すべき

【働き方や世帯構成に中立的な制度の構築】

- 第3号被保険者制度の廃止、健康保険・厚生年金保険の適用拡大ならびに被扶養者制度および配偶者控除・配偶者特別控除に関する見直しの検討 等

【子育て支援・資産形成の後押し】

- 家事・育児関連サービス利用料の税額控除の導入 等

持続的な成長型経済を支える 税財政のあり方に関する提言

～強い経済・持続可能な財政・分厚い中間層の形成に向けて～

2026 年 10 月 15 日



公益社団法人
関西経済連合会

目 次

現状認識	…… 1
第 1 部 めざすべき税財政のあり方に関する提言	
1. 市場の信認を得る財政運営と強い経済の実現の両立に向けて	…… 3
（1）強い経済の実現と財政の持続可能性の確保に向けて財政ガバナンスを強化すべき	…… 4
① 独立財政機関の設置	
② 財政規律のさらなる実効性確保	
（2）強い経済の実現に向けたさらなる環境整備を進めるべき	…… 8
① 危機管理投資・成長投資への予算の最適配分につながる効果的な検証	
② 供給面に着目した規制緩和などの一層の推進	
③ 大阪・関西万博のレガシーを起点とした新たな成長機会の創出・発展	
2. 分厚い中間層の形成に向けた税・社会保障制度の構築	…… 11
（1）所得税制の見直しを伴った中低所得の現役世代の負担軽減に資する制度にすべき	…… 12
① 給付対象となる所得水準・支援額の具体化	
② 恒久財源の確保	
③ 制度の実施方式	
（2）認定クラウドを活用した所得・税・社会保障に関する情報インフラ「ガバメント・データ・ハブ」を整備すべき	…… 16
（3）給付と負担の適正化を通じた持続可能な社会保障制度への見直しを進めるべき	…… 17
① 全世代で支える公平かつ必要性に応じた負担への見直し	
② 社会保障給付費の伸びを抑制する仕組みの導入	
③ 病気の予防・健康づくりの後押し	
（4）希望に応じた就労および所得の向上につながる制度に見直すべき	…… 20
① 働き方や世帯構成に中立的な制度の構築	
② 子育て支援・資産形成の後押し	
第 2 部 2027 年度税制改正に関する要望 ～法人課税を中心に～	
1. 企業の成長力強化に向けた支援を強化すべき	…… 22
（1）租税特別措置の新設および延長・拡充	
（2）インフレなどをふまえた企業の事務負担の軽減	
（3）国際課税にかかる制度の見直し	
2. 地域の活性化に向けた後押しを行うべき	…… 26
（1）多極成長・分散型の経済圏の形成の推進	
（2）偏在性の小さい地方税体系などの構築	
（3）企業による地方創生に関する取り組みの後押し	
おわりに	…… 28

現状認識

わが国経済は、長年続いたデフレから脱却しつつあり、物価と賃金の好循環に向けて着実に動き始めており、名目GDPが5年連続で増加し過去最高を更新した。但し、潜在成長率については、G7各国の多くが1%超の水準にある一方、わが国は0%台半ばと低水準にとどまっている。成長型経済への移行を確かなものにするためには、投資やイノベーションを促進し、生産性の向上につなげていくことが必要である。

こうした状況をふまえると、政府が成長投資・危機管理投資を推進する方針を明確に示すことは、技術革新や国家間競争が激化する中において、企業の予見可能性を高め、民間投資の後押しとなる。もっとも、民間投資を拡大し、国内外の競争に打ち勝っていくためには、各企業の経営者が将来を見据えて積極的な投資判断を行いやすい環境整備こそ重要である。そのために、政府は、規制緩和を含む構造改革や安定したマクロ経済環境の確保にも取り組んでいくことが求められる。

なかでも、財政の持続可能性を確保し、市場の信認を維持することは、重要な前提条件である。足元では、約30年ぶりの水準となる長期金利の上昇や為替の不安定な動きもみられている。わが国の財政をみると、税収が増加基調にあるものの、歳出の約4分の1を新規国債の発行に依存している状況に変わりはない。ひとたび、市場からの信認が損なわれれば、国債格付けの低下¹や急激な円安・金利高騰・株価下落を誘発しかねず、持続的な経済成長の実現にあたり大きな支障をきたしかねない。今後、社会保障関係費や国債利払い費、防衛費の増加により、歳出圧力の高まりが見込まれるほか、大規模自然災害等の不測の事態に備える財政余力の確保も課題となる。このような状況をふまえると、財政ガバナンスの強化などを通じて、財政健全化に向けた取り組みを推進していくことが極めて重要となる。

また、中間層などに社会保険料が重くのしかかっていることをふまえると、その負担を軽減することが求められる。その際、税・社会保険料負担を一体的に捉え、真に支援を必要とする人への重点的な手当てや応能負担の観点から既存制度の見直しを進める必要がある。これは、社会の安定確保に加え、個人消費を下支えし成長型経済への移行を後押しすることにも

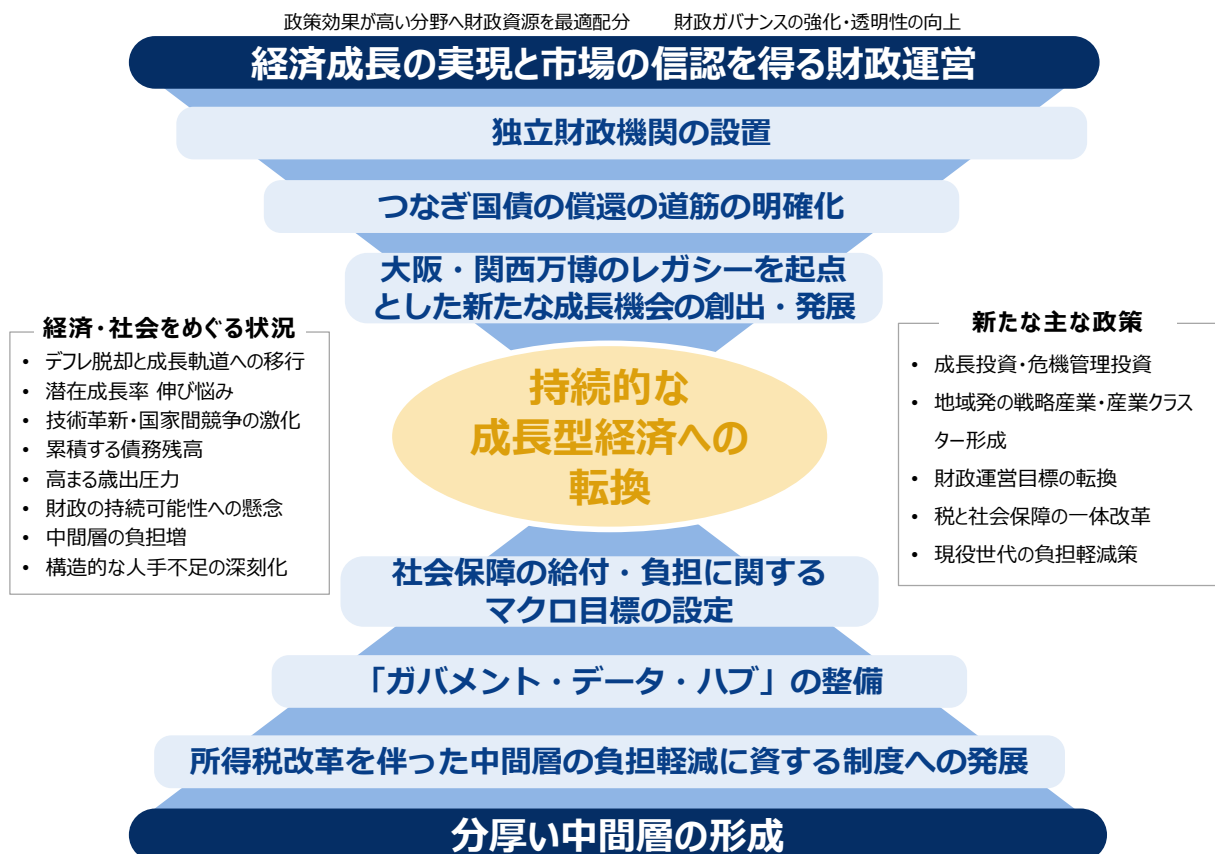
¹ 日本国債の格付けは、G7の中ではイタリアに次いで低い水準にあり、例えば韓国よりも下位にある。現在はシングルAであり、投資家が厳しい姿勢でのぞむトリプルBの一步手前である。さらに下がりダブルBの投機的格付けとなると、機関投資家等が運用対象とする投資適格水準から外れることから、売却による金利上昇や新規購入の停止などの事態に陥る可能性がある。

つながる。

なお、企業においては、公益資本主義の理念のもと、社会の公器として従業員を含む多様なステークホルダーへの公平でバランスのとれた付加価値の配分を行っていくべきである。また、賃上げや人的資本への投資により、国内需要の喚起や生産性の向上に貢献するとともに、雇用機会の創出や税・社会保険料の負担等を通じて、わが国の社会経済を支える役割を果たしていくことが求められる。あわせて、短視眼的な経営に陥ることなく、中長期的視点に立った研究開発や設備投資を通じ、わが国経済の力強い発展を牽引していかなければならない。

本意見書では、「経済成長の実現と市場の信認を得る財政運営」と「分厚い中間層の形成」の同時達成に向け、税制・財政・社会保障制度を横断的に見直し、取り組むべき政策を提言する。

【各分野における重点要望項目】



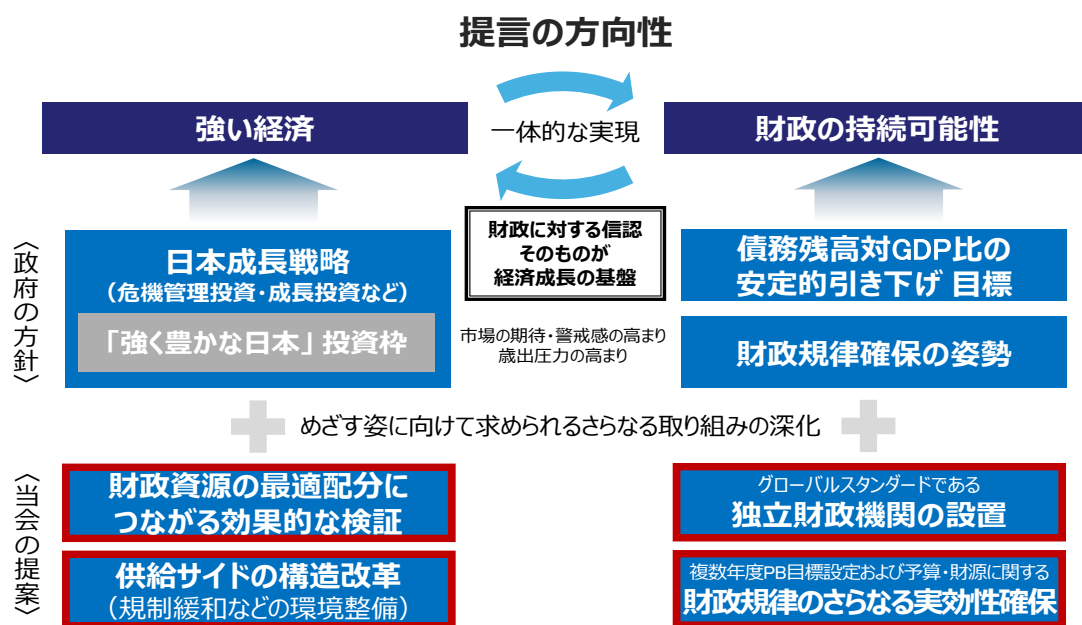
第1部 めざすべき税財政のあり方に関する提言

1. 市場の信認を得る財政運営と強い経済の実現の両立に向けて

【基本的な考え方】

財政の健全性を確保し、市場からの信認を維持することは、成長型経済への転換にあたっての前提となる。市場からの信認が失われると、金利や為替の不安定化につながり、企業活動の予見可能性が損なわれる。こうした事態を防ぎ、安定したマクロ経済環境のもと、経済と財政の好循環を強めていくためには、財政ガバナンスの強化など財政健全化に向けた取り組みを着実に進めつつ、成長投資に向けた資源の最適配分や規制緩和をはじめとする供給サイドの構造改革などを一体的に進める必要がある。

このうち財政運営については、透明性・客観性を一層高めることが求められる。そのため、政府は、財政の持続可能性の確保に向けた道筋を明確に示し、その着実な実行に強くコミットするとともに、政策判断の背景などについて市場との丁寧な対話を重ねていくべきである。あわせて、政府が掲げる成長戦略の実効性をさらに高めるため、E B P M²の観点から各施策の効果を定期的に検証し、その結果を予算編成や財政資源の重点的かつ柔軟な配分につなげる仕組みの構築が求められる。



² Evidence-Based Policy Making の略。政策目的を明確化したうえで合理的根拠（エビデンス）に基づくものとする。

【要望内容】

（１）強い経済の実現と財政の持続可能性の確保に向けて財政ガバナンスを強化すべき

① 独立財政機関の設置 ～グローバルスタンダードへのキャッチアップ～

財政運営の透明性向上を通じて市場からの信認を高めるために、独立財政機関³を設置すべきである。独立した立場から中長期的な経済財政見通しを自ら作成し、政府の財政運営を客観的に検証することは、財政の持続可能性に対する信頼を高め、財政規律の確保と機動的かつ適切な財政対応の両立を支えるものである。

こうした役割を果たすため、独立財政機関には、①経済・財政・社会保障に関する見通しの推計・評価・検証（５～１０年程度の中期予測、３０～５０年程度の長期予測）、②政府の財政計画の評価や財政の持続可能性に関する分析、③政府や国民への正確かつ迅速な財政状況の情報発信、といった機能が求められる。

特に、将来見通しの推計にあたっては、楽観的な前提に基づくものと受け止められないよう、不確実性を織り込んだ分析手法の導入も重要となる。また、分析の実効性を確保する観点から、政府情報への法的なアクセス権を法律で明確に規定すべきである。さらに、政府の予算編成や財政計画の前提については、独立財政機関がその妥当性を検証・評価し、政府がその結果を反映しない場合は、その理由や財政への影響などを国会において説明することが求められる。

あわせて、独立性と中立性を担保する観点から、設置形態も重要であり、わが国においては、国会（附属機関）あるいは三条委員会⁴が有力な選択肢となりうる。いずれに設置するにせよ、法律に基づく組織・運営上の独立性の確保、行政府と立法府の双方が関与するトップの任命手続き、独立した予算の確保や経済・財政分析に精通した専門人材の独自採用など、政治的中立性と組織の正統性を担保することが重要となる。

独立財政機関は、OECD加盟 38 か国のうち 31 か国で既に設置されており、G 7 の中で未設置なのは日本のみであり、今やグローバルスタンダードとなっている。わが国においても、諸外国の事例（P 6）なども参考にしながら、早期に制度設計を進めるべきである。

³ 当会では、2019 年 4 月『財政健全化に向けた意見』および 2022 年 8 月『わが国財政の信頼性・透明性向上に向けた独立財政機関に関する提言』等において、独立財政機関の設置を求めてきた。

⁴ 国家行政組織法第 3 条および内閣府設置法に基づき設置された委員会。国家意思を決定し、外部に表示する行政機関であり、具体的には、紛争にかかる裁定やあっせん、民間団体に対する規制を行う権限等を付与されている。具体的な任務および所掌事務の範囲は別に法律で定めとしている。なお、三条委員会は、分野によって準司法的な処分権限が付与されているのに対し、諸外国の独立財政機関は、見通しの作成や財政運営の分析・監視・評価等を通じて、政府や議会の意思決定を支えることを主な役割としており、その役割や権限の性質に違いがある点に留意する必要がある。

＜要望項目＞

● 独立財政機関の設置

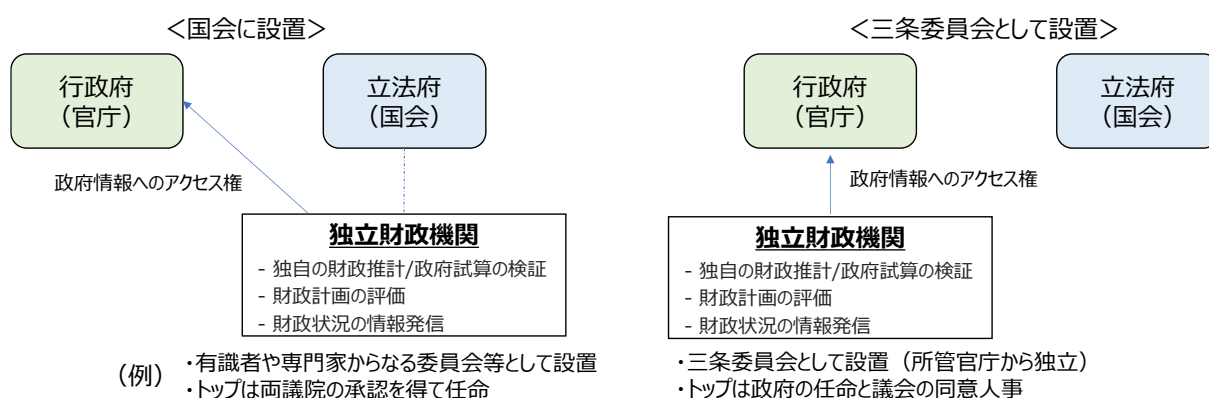
[求められる機能]

- －経済・財政・社会保障に関する見通しの推計と評価・検証
(5～10年程度の中期予測、30～50年程度の長期予測)
- －政府の財政計画の評価や財政の持続可能性に関する分析
- －政府や国民への正確かつ迅速な財政状況の情報発信

[独立性を保つための仕組みづくり]

- －設置根拠の法定化(法律によって組織の位置づけや権限、任務等を明確化)
- －組織トップの中立性を保つ任命
(行政府と立法府の双方の関与を組み合わせた任命手続き)
- －独立した予算・人材の確保
(独自の予算確保や専門人材の採用)

[参考] 独立財政機関の設置形態のイメージ



[参考] 予算編成過程と独立財政機関の役割

当年度											
4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
骨太の方針 (経済財政運営)			次年度予算 概算要求			次年度予算案 閣議決定			→予算審議→		次年度予算 成立
独立財政機関の役割 中長期見通しの提供、政府の歳出・歳入の前提等の評価（中長期試算含む）、 予算編成における債務残高・PB・財政収支などへの影響評価、財政リスクの公表 等											

〔参考〕 諸外国の事例

国・機関名	設置根拠	トップの任命手続きや特記事項
米国 議会予算局 CBO	1974 年 議会予算・執行 留保規制法	議会が自ら設置し、大統領府に設置されている行政管理予算局（OMB）に対抗しうる独自の分析機能を保有。下院議長と上院議長代行が両院の予算委員会の推薦をふまえ長官を任命。
英国 予算責任局 OBR	2011 年 予算責任及び 会計検査法	財務省から独立した第三者機関として法定化。政府情報への法的アクセス権を保有し、多様な財政分析により、政府の財政運営の信頼性向上に寄与 ⁵ 。局長は、財務大臣の指名と下院の同意を経て任命される。
オランダ 経済政策 分析局 CPB	1947 年 中央経済計画 準備法	法律に基づく安定的な予算確保のほか、研究者主体の専門性の高い職員を確保。政治から独立を保ち、各政党のマニフェスト評価等も実施。長官は政府の任命により、原則、博士号をもった専門人材が登用されている。
ドイツ 安定評議会 諮問委員会	2010 年 安定評議会法 (2013 年設立)	中央銀行、経済専門家評議会、研究機関等の代表を含む専門家で構成。委員任期は 5 年。連邦・州政府の財政運営を監視する。なお、経済専門家評議会は五賢人会議とも呼ばれ、経済・財政政策を分析・評価し、毎年、年次報告書として公表している。
スペイン 独立財政 責任機関 AIReF	2013 年 独立財政責任機 関組織法	法律により、他の公的機関から指示を受けない機能的・組織的独立性を担保。長官の任命は閣議決定に加え、下院の支持を要する。任期 6 年で再任不可。政府が作成した経済見通しを評価・認証するとともに、勧告に従わない場合には政府にその理由の説明を求める「Comply or Explain」の仕組みを導入。

（出所）OECD 資料、各機関HP など公表資料をもとに事務局にて作成

【その他の検討課題】

独立財政機関の早期設置に先駆けて対応できる措置として、内閣府「中長期の経済財政に関する試算」については、金利や成長率等の前提条件や推計の考え方に関する妥当性の検証や民間・学識者など外部からの評価⁶の充実などを進めていくべきである。こうした取り組みと並行して、超党派議員による会議体⁷などを設置したうえで、独立財政機関の機能や権限、独立性を保つ仕組みや予算編成との関係性を含めた具体的な制度設計を検討することが求められる。

⁵ 2022 年秋、トラス政権は、OBR による予測の公表を伴わないまま大型減税を含む経済対策を打ち出した。財源の裏付けが不明確なまま拡張的な財政政策を進めたことへの懸念から金融市場が混乱し、公式予測機関の存在そのものが財政運営の信頼性を支えていることを示したと評する見方がある。

⁶ カナダでは、議会予算局（PBO）が学識者や民間シンクタンク、コンサルティング会社等の外部専門家と連携し、相互点検や検証などに取り組める体制を構築している。

⁷ なお、既に超党派議員による「独立財政推計機関を考える超党派議員の会」が発足しており、国会への独立財政推計機関設置に向けた法整備等の検討の動きがある。今後はこうした議連レベルの議論に加えて、社会保障国民会議のように、政府として実務者レベルの検討の場を新たに立ち上げ、独立財政機関の制度設計についても各党の意見を集約しながら具体化を進めることも考えられる。

② 財政規律のさらなる実効性確保

独立財政機関による中立的な分析・監視機能とあわせ、財政規律そのものの実効性を確保する仕組みも重要である。

「経済財政運営と改革の基本方針 2026」(骨太方針 2026)において、今後の財政運営の中核目標として、国・地方の債務残高対GDP比⁸の安定的な低下が掲げられた。本指標は、OECDなどにおいて財政の持続可能性を評価するにあたり重要な指標としているが、金利や成長率などによって大きく変動するため、財政運営の実態や改善状況を把握しにくい側面がある。また、名目成長率が金利を上回る局面においても、国・地方の債務残高対GDP比の低下傾向を確保するためには、プライマリー・バランス(PB)⁹の継続的な改善を視野に入れておく必要がある。そのため、フロー指標であるPBの黒字化が重要であり、複数年度平均でPBを黒字化する目標を設定するとともに、利払い費も含めた財政収支全体を重視した財政運営が求められる。

また、政府が掲げる成長投資や危機管理投資にあたり、一部の予算について、債務残高対GDP比の対象外となる見込み¹⁰であるが、投入される財源等が明確になっていない。そのため、公費の対象範囲や規模について、通常予算と同等の透明性のもとで管理するとともに、戦略分野の中でもメリハリのある予算配分が不可欠である。加えて、その原資としてつなぎ国債を発行する場合には、その財源や償還の道筋を明確にすべきである。

こうした財政規律の実効性確保¹¹に向けては、諸外国で導入されている財政ルールも参考となる。例えば、新規の歳出増や減税を行う際に恒久財源の確保を義務付ける仕組みの導入などが考えられる。

<要望項目>

- 複数年度でのPB黒字化目標の設定をはじめとした規律ある財政運営の推進
(利払い費を含めた財政収支の重視を含む)
- 財政目標の対象外とする予算の対象範囲・規模および財源の明確化
(特につなぎ国債の償還の道筋の明確化)

⁸ 債務残高対GDP比の変動要因として、PB、利払い費、実質GDP成長率、経済全体の物価動向(GDPデフレーター)などがある。成長率が金利を上回る場合でも、PB赤字が大きければ債務比率は上昇しうるため、安定的な引き下げにはPB改善が重要となる。また、債務残高対GDP比の動向に関しては、水準のみならず、変動要因ごとの寄与度も公表し、財政運営の成果、経済成長、物価上昇による改善を明確にすることが重要となる。

⁹ 骨太方針 2026 において、PBについては、「単年度の黒字化時期を機械的に追うのではなく、経済・金利環境、歳入歳出の動向をふまえ、景気変動や危機管理投資・成長投資の必要性に応じて一時的な悪化も許容し得るものとしつつ、債務残高対GDP比の安定的な低下に向けて、改善・管理していく」との記述がある。

¹⁰ 政府は、通常予算とは別枠の『「強く豊かな日本」投資枠』を新設し、経済安全保障上、特に重要な分野は、複数年度の財源を確保したうえで別枠管理を検討する方針を示している。このうち、償還財源の裏付けがある「つなぎ国債」で先行調達した部分は、債務残高対GDP比やPBなどの指標算定から除外し、管理する予定である。なお、ドイツでは、2025年に国防費等のGDP比1%超分と気候変動に対応する基金について、財政ルールである構造的財政収支対GDP比で管理しない対象としている。

¹¹ 骨太方針 2026 において、「債務残高対GDP比を安定的に引き下げていく中でも可能となる財政規模を精査し、市場の信認確保に配慮しつつ、通年の国債発行額などを具体化する」との記述がある。

（２）強い経済の実現に向けたさらなる環境整備を進めるべき

① 危機管理投資・成長投資への予算の最適配分につながる効果的な検証

政府は、経済安全保障を含む危機管理投資・成長投資を複数年度¹²にわたり安定的に実現していくため、基金¹³や財政投融资などの手法について、ガバナンスを強化しながら、投資の性質に応じて適切に活用していく方針を示している。

このうち基金については、新たな予算措置は３年程度とする現行ルールの不適用を含めた抜本的な見直しが進められている。真に長期的な視点を要する事業に対し、複数年度にわたる安定的な予算措置を可能とするものであり、望ましいと考える。

なお、限られた資源を有効活用していくためにも、資金の積立段階（基金等）と支出段階（補助金等）の双方において、データや客観的根拠に基づいて政策を立案・評価する、いわゆるEBPMの手法に基づく検証のさらなる徹底が求められる。積立段階では、措置期間の長期化に備え、資金の滞留や政策目的の達成状況に関する検証を強化し、役割を終えた基金を国庫へ返納させる仕組み等を設けるべきである。支出段階においては、委託業務などにおいて、資金の流れや効果が不透明になりやすいことをふまえ、所管官庁が責任をもって、政策効果を把握・公開すべきである。

こうした両段階の検証を通じて、限られた財源を戦略分野における投資等の効果的な政策へ機動的に振り向けていくべきである。また、事後的な効果検証の実効性を高めるため、事業の企画・立案段階から政策目標を明確化するとともに、その達成状況を測定するための適切なKPIをあらかじめ設定することが求められる。さらに、その検証に必要なデータを継続して収集する仕組みを組み込むことにより、EBPMに基づくPDCAサイクルを確立することが重要である。

<要望項目>

- 複数年度にわたる予算措置の効果的な活用
- 基金や補助金等のEBPMに基づく効果検証の徹底
（事業の企画・立案段階における政策目標の明確化および適切なKPIの設定）

¹² 「日本成長戦略」において、危機管理投資・成長投資について、17の戦略分野、62の主要な製品・技術等を対象に、2040年度までに官民累計370兆円超の投資目標を掲げている。

¹³ 国関連の基金は、2023年度末時点で191基金・残高18兆8,000億円程度に上り、コロナ禍での緊急対応や物価高対策、成長分野への支援等を目的に拡大してきた。

② 供給面に着目した規制緩和などの一層の推進

財政支出を伴う予算面での対応に加え、供給力拡大・制約解消の観点から、後述する成長投資などを促す税制措置とあわせて、企業の活力を最大限引き出す規制緩和をはじめとした環境整備も不可欠となる。

わが国では、特区制度や規制のサンドボックス制度などのもと、規制緩和が進められているが、個別案件への例外的対応となるため、全国的な展開や他案件への適用などにつながりにくい。こうした課題をふまえると、既存の規制・制度そのものについて、経済社会の変化に応じて、前例や個別対応にとらわれず大胆に見直していく必要がある。加えて、技術進歩のスピードが極めて速い分野への対応も含め、新たな技術やビジネスモデルの社会実装を促す制度の整備に取り組み、企業のチャレンジをさらに促すことが求められる。

あわせて、成長分野へ資金を効果的にシフトさせていくためにも、スタートアップの育成や金融機関や投資家、ファンド等によるリスクマネー供給拡大に加え、企業のドラスティックな事業再編を後押しする観点から、金融・資本市場改革（大口信用供与等規制の特例承認の明確化、銀行子会社による出資規制の緩和等）¹⁴も重要となる。

<要望項目>

- 規制改革のさらなる推進

（前例や個別対応にとられない大胆な規制・制度の見直し、新たな技術やビジネスモデルへの対応）

- 資金の効果的なシフトを後押しする金融・資本市場改革

（大口信用供与等規制の特例承認の明確化、銀行子会社による出資規制の緩和 等）

③ 大阪・関西万博のレガシーを起点とした新たな成長機会の創出・発展

政府は、「日本成長戦略」において、17の戦略分野で複数年度にわたって大規模な官民投資を進めるとともに、これと連動する「地域未来戦略」のもと、戦略分野に関連する企業の大規模投資を起点とした戦略産業クラスター等の形成を通じて各地域の成長を後押しする方針を示している。関西においては、昨年閉幕した大阪・関西万博のレガシー¹⁵とも関連する「バイオ・先端医療」「空飛ぶクルマ」等が位置付けられており、効果的な予算措置をはじめ、民間投資を含め企業による新たなチャレンジを後

¹⁴ 大型M&A等のドラスティックな事業再編を金融面から支えるため、同一グループ向け融資を自己資本の25%以下に制限する大口信用供与等規制の特例承認の明確化や、ベンチャー企業等へのリスクマネー供給を拡大するための株式非公開化・カーブアウト案件に係る銀行子会社出資規制の緩和等が考えられる。

¹⁵ 関西では、大阪・関西万博のレガシーを後世に引き継ぎ、万博で披露された最先端技術を通じた持続的な成長・発展と、世界が直面する課題解決への貢献、さらには、大阪・関西のプレゼンス向上につなげるため、経済界・国・関西広域連合・大阪府・大阪市が一体となった推進体制として、2026年3月に「未来創造会議」を設置し、関連する取り組みを推進している。

押しする政策面での対応を機動的に進めていくことが求められる。

特に、関連する分野における規制緩和や制度整備は、未来社会の実験場を標榜した万博の理念を継承し、関西のみならず全国において展開していくにあたり極めて重要な要素となる。例えば、大阪・関西万博でも注目された空飛ぶクルマについては、商用運航の実現を見据えた運航ルールや離着陸場（バーティポート）の整備・運用等に関する規制・制度の整備を進めていく必要がある。

万博レガシーを起点としたこうした取り組みの推進は、新たな市場の創出や民間投資の拡大、供給力拡大・制約の解消、および企業の活力の向上を通じて、強い経済の実現にもつながるものであると考える。

<要望項目>

- 大阪・関西万博のレガシーの継承・発展にフォーカスした効果的な予算措置、企業ニーズをふまえた規制緩和および制度整備の推進

2. 分厚い中間層の形成に向けた税・社会保障制度の構築

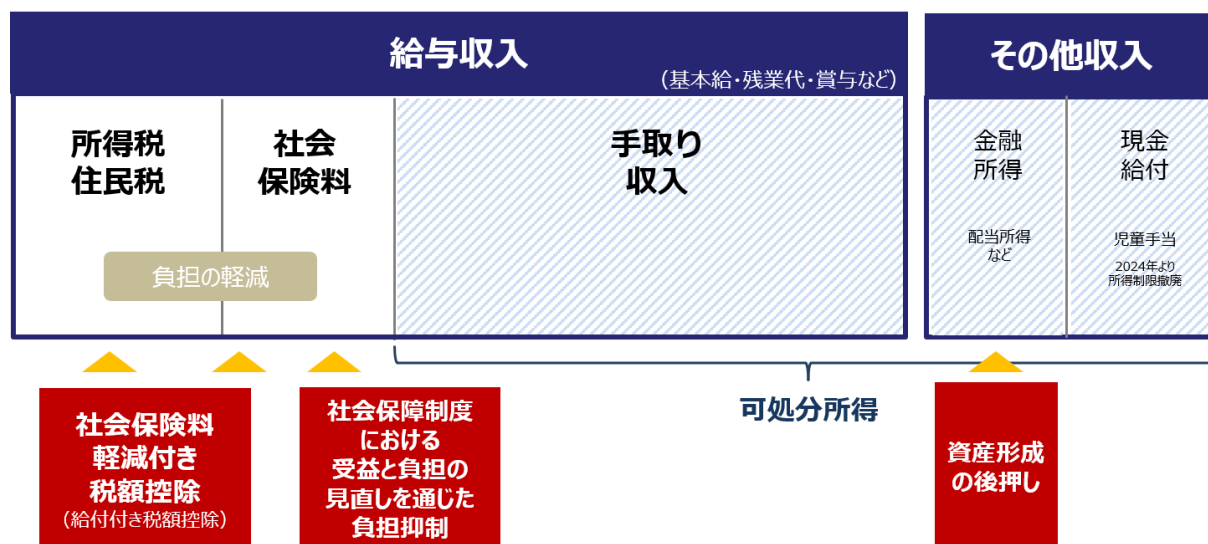
【基本的な考え方】

社会の安定と持続的な経済成長を実現するためには、現役世代を中心とした負担軽減と所得向上を通じ、分厚い中間層¹⁶を形成していくことが極めて重要¹⁷である。

そのためには、税・社会保障制度を、真に必要な人へきめ細かく支援するとともに、負担能力に応じた公平な負担を確保する仕組みへと発展させる必要がある。その際、税と社会保険料の負担を一体的に捉えて負担の軽減・調整を行う制度設計を進めるとともに、それを支える情報基盤の整備や財源確保に取り組むことが不可欠である。あわせて、国民の安心を支える社会保障制度を将来にわたり持続可能なものとすることを前提に、中低所得者に負担感が大きい社会保険料の上昇を抑制するために、受益と負担のあり方の見直しを着実に進めていくことが求められる。

加えて、働き方や世帯構成に中立的な制度への転換、能力開発や子育て支援、資産形成など将来の所得向上につながる取り組みの後押しを総合的に進めていくべきである。

提言の方向性



¹⁶ 中間層について、ライフイベントに係る出費の負担が重くなる事態に直面する、今後そうなりうる者のうち 若手・中堅社員層を念頭に置き、当会の提言では、約 400～800 万円の世帯所得の層を想定する。但し、子どもの有無や居住地等によって生活のゆとりの程度は大きく異なることに留意が必要である。

¹⁷ 分厚い中間層の形成に向けては、政府による税・社会保険料の負担軽減、金融所得向上の後押しのみならず、給与収入の上昇も重要である。しかしながら、近年、株主還元が過度に重視され、賃上げ等が十分ではなかったとの指摘もある。当会ではこれまで春季労使交渉に向けて、企業の社会的責務としての強い決意をもって、力強い賃上げの実施を呼びかけてきたところであるが、引き続き、マルチステークホルダー資本主義の考えのもと、この流れが定着するよう取り組んでいく。

【要望内容】

（１）所得税制の見直しを伴った中低所得の現役世代の負担軽減に資する制度にすべき

～「就業者負担軽減支援金」の制度設計等にあたり～

当会では、2018 年より、給付付き税額控除¹⁸の一類型である「社会保険料軽減付き税額控除」の導入を訴えてきた。このたび、所得に連動したきめ細かな給付を行う新たな制度として導入する方針が示された「就業者負担軽減支援金」は、中低所得の現役勤労者の負担軽減を主な目的としており、その方向性は望ましい。

今後の制度設計に向けては、以下の３点が重要課題であると考えます。その検討にあたっては、高市首相が給付付き税額控除を「改革の本丸」と強調していることに加え、「平成 21 年度税制改正法附則」¹⁹やその後の社会保障・税の一体改革において、所得控除から税額控除への見直しを通じた中低所得者の負担軽減を図る考え方が示されてきた経緯を十分にふまえるべきである。

① 給付対象となる所得水準・支援額の具体化

国民会議で示された純負担率²⁰の国際比較（巻末参考資料 2）によれば、低所得層の負担感が大きいことに加え、高所得な層ほど純負担率が諸外国と比べると低い傾向がみられる。これは、諸外国と比べて、税・社会保険料の負担と給付を通じた負担構造の累進性が十分でないことを示唆している。

そのため、本制度の支援対象について、低所得者に限定するのではなく、後述する所得控除の見直しなど所得税制の見直しと一体で進めることを前提に、財政負担との均衡にも留意しながら、中間層も対象に含めるべきである（その際に必要となる総額に関する試算は P 15 を参照）。

一方で、支給対象の下限について、税・社会保険料負担が無い層も含

¹⁸ 給付付き税額控除について、諸外国では、消費税の逆進性緩和策や貧困対策、勤労促進、子育て支援、社会保険料負担軽減等を目的として導入されている。

¹⁹ 平成 21 年度税制改正法附則第 104 条第 3 項において、「個人所得課税については、格差の是正及び所得再分配機能の回復の観点から、各種控除及び税率構造を見直し、最高税率及び給与所得控除の上限の調整等により高所得者の税負担を引き上げるとともに、給付付き税額控除（給付と税額控除を適切に組み合わせて行う仕組みその他これに準ずるものをいう）の検討を含む歳出面も合わせた総合的な取組の中で子育て等に配慮して中低所得者世帯の負担の軽減を検討すること並びに金融所得課税の一体化を更に推進すること」と記載され、また、「社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための消費税法等の一部を改正する等の法律（平成 24 年法律第 68 号）」においても所得控除の抜本的な整理が掲げられていた。

²⁰ 税・社会保険料負担から社会保障給付等を差し引いた実質的な負担割合をさす。

めるべきとの意見²¹もあるが、本制度は生活困窮者への支援ではなく、勤労する現役世代の税・社会保険料の負担軽減を主目的とする制度であることから、一定の負担を担っているものを原則とすべきである。

なお、就労促進²²の観点から、支援額の逦増部分を設ける案が示されている。しかしながら、わが国では、就労抑制の大きな要因として、いわゆる社会保険における年収の壁が指摘されており、支援額を逦増させることによって就労インセンティブを後押しする効果は限定的と考えられる。さらに、制度理解の観点から可能な限り簡素な仕組みとすることが望ましいこともふまえると、本来は逦増部分を設けるべきではない。

② 恒久財源の確保 ～所得控除など所得税制の見直しを中心に捻出すべき～

制度の持続可能性を確保するためには、財源を特例公債に依存するのではなく、歳出・歳入の両面から幅広い見直しを通じて恒久的な財源を確保することが不可欠である。

その際、本制度の創設を契機として、高所得者と中低所得者における負担のリバランスを図るという視点のもと、所得控除から税額控除へのシフトという長年の課題に取り組むべきであり、所得税制の見直しを財源確保の中心に据えることが望ましい。具体的には、応能負担の観点²³から、高所得者に有利に働いている所得控除の縮減・廃止を進めるとともに、「極めて高い水準の所得に対する負担の適正化」の拡充²⁴をさらに図るべきである。

③ 制度の実施方式 ～将来的に「社会保険料軽減付き税額控除」を導入すべき～

制度の実施方式について、短期的な実現可能性等をふまえ、当面は給付方式が望ましいとの方向性が示された。当会としては、所得控除から税額控除へのシフトを進めることが重要と考えており、その観点から、給付方式を最終的な制度の姿とするのではなく、将来的に給付付き税額控除が求められ、その一類型である「社会保険料軽減付き税額控除」を導入すべきである。給付方式によっても負担軽減を図ることは可能であ

²¹ 本制度の本格導入までのつなぎ措置として実施される飲食料品に係る消費税率の引き下げに伴う影響緩和のために支給対象の下限を広げるべきとの意見があるが、例えば、年金生活者支援給付金制度の給付額の上乗せなど、既存制度の活用も含めた多面的な対応を検討すべきである。

²² 就労促進にあたっては、わが国においては社会保険の年収の壁による影響が大きいと考えられ、根本的な対応としては後述する社会保障制度における改革が求められる。税負担の観点では、手取りの逆転現象は起きないことについて留意が必要。

²³ 金融所得課税について、金融所得の多寡に応じた税率水準や課税方式の望ましいあり方も含めて検討を深めていくことが期待される。

²⁴ 高所得者層において、金融所得が所得全体に占める割合が高いことから、合計所得金額が1億円超になると所得税の負担率が低下している。そのため、金融所得課税の税率の水準や課税方式の望ましいあり方も含めて検討を深めていく必要がある。

るが、給付付き税額控除は、所得控除から税額控除への転換を具体化することにもつながる。現状の制度的制約や短期的な実現可能性にとらわれるのではなく、めざすべき制度の姿を起点とするバックキャストの視点が不可欠である。

なお、国民会議の設立趣旨である社会保障と税の一体改革に向けて、P20（4）①「働き方や世帯構成に中立的な制度の構築」で示す内容についても検討を行うべきである。

<要望項目>

- 給付対象となる所得水準・支援額の具体化
（中間層も対象に含めるべき、税や社会保険料を負担していない層は対象外とすべき、
逡増部分の必要性は限定的であり設けるべきでない）
- 恒久財源の確保
（税額控除への移行に伴う所得控除の縮減・廃止や「極めて高い水準の所得に対する負担の
適正化」の拡充など所得税制の見直しを中心に財源を捻出すべき）
- 制度の実施方式
（所得控除から税額控除へのシフトを通じた給付付き税額控除の導入が求められ、その一類型
である「社会保険料軽減付き税額控除」を導入すべき）

【その他の検討課題】

「就業者負担軽減支援金」のつなぎの措置として、飲食料品に係る消費税引き下げが実施される見込みとなっている。国民が広く負担を分かち合う消費税は、わが国の歳出の多くを占める社会保障を支える基幹的な財源として極めて重要な役割を果たしていること等をふまえると、その引き下げには、時限的であったとしても極めて慎重に検討すべきであるが、物価上昇による家計負担の増加などをふまえて総合的に判断されたものと認識している。

財源については、財政規律の緩みにつながらないように、国債発行に依存することなく、安定的な代替財源を同時に確保することが不可欠である。また、現時点において、政府が検討している通り、景気条項を盛り込まず、2年間の期間到来後には元の税率に戻すサンセット条項を設定するなど制度上の措置を明確にすべきである。

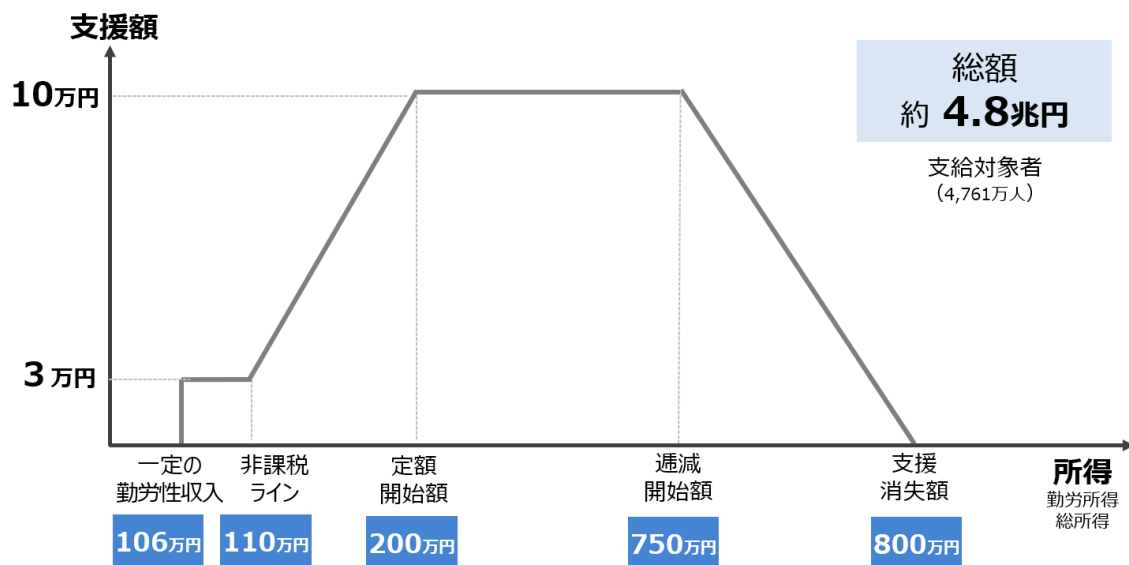
【試算内容】

閣議決定した税制改正大綱で示された「就業者負担軽減支援金」の制度設計案をふまえ、中間層も対象に含めた以下の前提条件において、必要となる総額を試算。

<前提条件>

- ・ 年収 106 万円から定額 3 万円給付、110 万円から 200 万円にかけて所得に応じて給付増として最大 10 万円給付、200～750 万円まで満額 10 万円給付、750～800 万円にかけて所得に応じて給付減、800 万円以上は給付無し。
- ・ 子ども（18 歳以下）1 人あたりにつき 2 万円を加算。
- ・ いわゆる社会保険の「年収の壁」を超えて社会保険料を払う方には給付額を加算し、最大で総額 10 万円を給付する。
- ・ 勤労する高齢者については 70 歳未満を対象。
（老齢厚生年金の支払い義務がある方までを支援対象）
- ・ 世帯主が一定以上の収入がある場合、配偶者の給付金を減額あるいは給付無しとする。
（900 万円超 950 万円以下は 2/3、950 万円超 1,000 万円以下は 1/3 に減額、1,000 万円超は給付無し）

<年収に応じた支給額・総額>



※上図には子ども加算および「年収の壁」に配慮した一定の加算は反映せず

<モデルケース 世帯支給額>

ケース①：夫婦共働き（フルタイム）・子ども 2 人（18 歳以下） ※各年収 200～750 万円	24 万円
ケース②：夫婦共働き（フルタイム・パート） ※世帯主年収 200～750 万円、配偶者年収 106 万円	13 万円
ケース③：夫婦片働き あるいは 単身者 ※世帯主年収 200～750 万円	10 万円

※逓減開始額を 500 万円、支援消失額を 550 万円とした際の総額は約 4.2 兆円

※ 上記の試算は、「日本家計パネル調査」(2023 年度)の個票データを用いて、慶應義塾大学経済学部の中居丈朗 教授がマイクロ・シミュレーションで分析した結果である。

※ 本スキームの財源の一部に所得控除等の見直しを充てる設計とした場合、その影響は高所得者ほどではないが、中低所得者においても負担増となる。そのため、上記の導入と既存の所得控除等の見直しを同時に行う際、可処分所得の増加額は、適用される税額控除額から所得控除等の見直しによる負担増分を差し引いた額となることなどに留意が必要。

(2) 認定クラウドを活用した所得・税・社会保障に関する情報インフラ「ガバメント・データ・ハブ」を整備すべき

～真に必要な人の負担軽減と応能負担を支える基盤構築～

個人の所得等に応じたきめ細かな負担軽減の実現と応能負担の徹底にあたっては、所得等を正確かつ迅速に把握するとともに、所得や税・社会保険料の負担や給付等に関する情報を、関係機関(税務当局や自治体、社会保障を管轄する官庁等)が円滑に活用²⁵することが求められる。その基盤となる情報インフラ²⁶として、所得等に関する情報の一元的な管理・連携を可能とするための「ガバメント・データ・ハブ」を構築²⁷すべきである。

制度構築にあたっては、一定のセキュリティ要件を満たしたうえで、政府が認定する民間クラウド(認定クラウド²⁸)の活用を基本とすべきである。具体的には、認定クラウドを活用したデータ連携の共通仕様や認定基準を整備し、企業等から提出される税・社会保障関連情報について、マイナンバーを活用して認定クラウド上で一元管理し、安全かつ標準化されたデータ連携のもと、行政機関が権限に応じて必要な範囲で利用できる仕組みを構築すべきである。この実現に向けて、大胆な予算措置を講じるとともに、マイナンバー制度の利活用を一層拡大するための法整備を早急に進める必要がある。

加えて、こうした取り組みを着実に推進するためには、国民の理解と信頼を醸成していくことが求められる。「ガバメント・データ・ハブ」が、真に必要な人へのきめ細かな負担軽減や、応能負担に基づく公平な制度運営を支えることに加えて、行政手続きの効率化や国民の利便性向上にも資する基盤となることについて、政府が積極的に発信していくべきである。

<要望項目>

- 政府による認定クラウドを活用した「ガバメント・データ・ハブ」の構築
- 政府による積極的な情報発信と国民の理解・信頼の醸成
(「ガバメント・データ・ハブ」の必要性・有効性に関して)

²⁵ 行政機関が保有するデータを安全かつ円滑に活用・連携するための情報連携基盤として、「公共サービスメッシュ」という考え方がある。

²⁶ 国民・企業が行政に一度提出した情報は、本人の同意や法令に基づき行政機関間で共有し、重複提出を不要とすることの徹底で負担軽減につなげることが重要。

²⁷ 自民党は「政権公約 2026」にて、「マイナンバーによる情報連携を前提に、国が直接プッシュ型で『公正』『公平』『迅速』な給付を実行するための給付インフラを構築します」と掲げている。

²⁸ 政府が求めるセキュリティ要求を満たすクラウドサービスをあらかじめ評価し、リストに登録する制度で、現在、国税庁告示で定める要件に適合するクラウドサービス事業者等が国税庁長官の認定を受けて、法定調書の提出に利用されている。

（３）給付と負担の適正化を通じた持続可能な社会保障制度への見直しを進めるべき

わが国の社会保障制度は、高齢化の進展等に伴い、医療・介護の給付費が雇用者報酬の伸びや経済成長を上回るペースで増加した結果、現役世代を中心に社会保険料負担の増大をもたらしてきた。こうした負担増に対しては、上述する「社会保険料軽減付き税額控除」による支援が有効であるものの、それだけでは十分ではない。

今後、財政の持続可能性を確保するとともに、現役世代の保険料率の上昇の抑制・引き下げにつなげるためにも、受益と負担のあり方を見直す必要がある。その際、応能負担の強化や世代内・世代間の公平性に配慮するとともに、薬価引き下げに過度に依存することなく、診療報酬や医療提供体制を含めた幅広い観点から医療費の適正化を進めるなど、持続可能な社会保障制度に向けた改革を進めるべきである。

① 全世代で支える公平かつ必要性に応じた負担への見直し²⁹

公的医療保険の自己負担は年齢に応じて区分されているが、高齢者等における低い自己負担割合が過剰受診を招いているとの指摘もある。そのため、70歳以上の高齢者の医療費窓口負担については、低所得者の必要な受診機会の確保に十分配慮したうえで、2割負担となる「一定以上所得者」および3割負担となる「現役並み所得」の対象者を拡大³⁰するため、それぞれの所得基準を引き下げるべきである。あわせて、介護保険制度の利用者負担についても、2割負担の対象範囲を拡大すべきである。さらに、中長期的には、自己負担割合について年齢のみを基準とする仕組みを見直し、共同で大きなリスクに備えるという社会保険制度の理念をふまえ、疾患の重篤度や医療の必要性に応じた負担のあり方を検討すべきである。例えば、軽度の疾病については自己負担割合を高める一方、重度の疾病については負担割合を抑えるなど、メリハリのある負担体系への転換をめざすべきである。

また、応能負担の強化³¹の観点から、公的医療保険・公的介護保険にお

²⁹ 骨太方針 2026 では、「70 歳以上の高齢者の医療費窓口負担割合について、低所得者等の必要な受診が確保されるよう適切に配慮することを前提として、原則 3 割となっている現役世代との間で年齢によらない真に公平な応能負担を実現する観点から見直しを行う。そのための改革工程表を 2026 年末までに策定する。介護保険制度では、2 割負担の判断基準の見直しについて 2026 年度中に結論を得る」とされている。

³⁰ 窓口負担 3 割の対象拡大に伴い、公費投入がなくなることを通じて、むしろ現役世代の負担が増える現行の構造をあわせて見直すことが求められる。

³¹ 後期高齢者医療制度において、金融所得の公平な反映に向けた見直しが行われる予定であるが、今後、金融資産の保有状況を窓口負担割合や保険料の判定に勘案することも選択肢として検討されることが期待される。なお、年金を受給する高齢者において、年齢および年金額に応じた額が所得から控除される公的年金等控除が適用されているが、当会ではかねてより、受益の観点からは、所得が一定以上の比較的ゆとりのある高齢者については、同控除の縮減や廃止を訴えている。

ける標準報酬月額の上限の引き上げに向けて、最高等級の上に新たな等級を追加する際の基準³²を見直すべきである。

＜要望項目＞

- 70 歳以上の高齢者の医療費窓口負担割合における基準額の見直し
(2割負担となる「一定以上所得者」および3割負担となる「現役並み所得」の基準の引き下げ)
- 公的介護保険制度の利用者負担の見直し
(2割負担の対象範囲の拡大)
- 公的医療保険における疾患の重篤度や発病確率に応じた自己負担割合への見直し
- 公的医療保険・公的介護保険における標準報酬月額の上限引き上げ
(等級追加時の基準の見直し)

② 社会保障給付費の伸びを抑制する仕組みの導入

今後も、医療・介護の給付費の増加が見込まれる中、関係者による丁寧な議論を経たうえで、給付と負担のあり方に関わる各制度の見直しを着実に進めるためには、その前提となるマクロ目標を明確にすることが重要である。現物給付である医療・介護分野における目標設定には制度設計上の課題も少なくないが、社会保障負担率や医療・介護給付費の対GDP比等に関する中長期的な給付・負担の目標を設定し、給付と負担の適正化を進めるための指針とすべきである。

そのうえで、各制度の見直しを着実に進めてもなお目標の達成が困難な場合は、必要なサービスへのアクセスの確保等に十分に配慮しつつ、医療・介護に係る給付費の伸びを経済成長の範囲内に抑制する仕組みの導入を検討すべきである。例えば、医療に関して、診療報酬の調整を通じて、給付費の伸びを名目GDP成長率や雇用者報酬の伸びの範囲に留める仕組み³³などが考えられる。

＜要望項目＞

- 社会保障の給付・負担に関するマクロ目標の設定
(社会保障負担率あるいは医療・介護給付費の対GDP比)
- 医療給付費の伸びを名目GDP成長率等の伸びの範囲に留めるための仕組みの導入

³² 健康保険の標準報酬月額は50等級あり、下限は5.8万円、上限は139万円となっている。被保険者の納付意欲に与える影響等の観点から上限が定められている。直近では2016年4月より第48～50等級が追加されている。標準報酬月額等級の最高等級に該当する被保険者数の被保険者総数に占める割合が「1.5%」を超える場合において、その状態が継続すると認められるときは、政令で最高等級の上に等級を加えることができるとされている(但し、改定後の標準報酬月額等級の最高等級に該当する被保険者数の割合が「0.5%」を下回ってはならない)。

³³ 名目GDP成長率や雇用者報酬の伸びを超えて医療費が伸びることを避けるとともに、診療報酬の安定的な推移が担保されることも期待される。あわせて、医療経営の安定性を考慮した手立てを講じることや感染症の流行などの緊急時は適用対象外とすることが求められる。

③ 病気の予防・健康づくりの後押し

国民の安心や生活の安定を支えるセーフティネットとして社会保障制度は重要な役割を果たすが、医療・介護サービスの供給には限りがあることをふまえ、高齢者をはじめとする全世代が健康づくりや疾病予防に積極的に取り組むべきである。

そのため、保険者による特定健診・保健指導等の取組実績に応じて後期高齢者支援金を加算・減算する制度について、その幅を拡大するなど、保険者へのインセンティブを一層強化すべきである。また、エビデンスに基づき、疾病予防や重症化予防、健康寿命の延伸に資する医療・介護サービスについて、診療報酬・介護報酬を重点的に配分することも求められる。

<要望項目>

- 特定健診・保健指導等に取り組む保険者に対するインセンティブのさらなる拡大
(後期高齢者支援金を加減算する幅の拡大)
- 疾病予防・重症化予防等に資する医療・介護サービスへの重点的な報酬配分

【その他の検討課題】

今後の高齢化や人口減少が加速することをふまえると、制度面の改革に留まらず、時代の変化に合わせた形で、医療・介護サービスを持続的に提供できる体制³⁴を構築していくことが不可欠である。例えば、介護分野では、DXの進展もふまえ、従来の人員配置基準について、一層の見直しや柔軟化を検討すべきである³⁵。

また、後期高齢者医療制度の給付は、高齢化等に伴い今後も増大が見込まれる。その財源の約4割が、健康保険組合や国民健康保険等からの後期高齢者支援金で賄われており、現役世代を中心とした負担に依拠している。制度開始から20年弱が経過する中、現役世代の負担が大きくなっている支援金に代わる、全国民が広く負担する税方式の導入なども視野に入れた制度の見直しが期待される。

³⁴ 当会では、これまで、プライマリ・ケアを担うかかりつけ医の制度整備や公的医療保険制度における包括払いのさらなる推進、不要かつ長期の入院の見直しにつながる病床数の適正化などを求めている。

³⁵ 特定施設(介護付き有料老人ホームなど)における人員配置基準について、原則、要支援者：看護・介護職員の比率は10：1(要介護者：看護・介護職員の場合は3：1)とすることが義務付けられているが、令和6年度介護報酬改定に際して、安全対策やテクノロジーの活用などの要件を満たす場合には、要支援者：看護・介護職員の比率は10：0.9(要介護者：看護・介護職員の場合は3：0.9)とする形で緩和された。

（４）希望に応じた就労および所得の向上につながる制度に見直すべき

① 働き方や世帯構成に中立的な制度の構築

多様化する働き方や世帯構成にあわせて、関連する税・社会保障制度も早急に見直す必要がある。とりわけ、手取り収入が減少する、いわゆる社会保険における「年収の壁」については、婚姻の有無や配偶者の就業状況によって負担に差が生じることに加え、就業調整を通じて世帯所得の向上や労働供給力の確保を阻害していることから抜本的に見直すべきである。具体的には、被用者保険のさらなる適用拡大³⁶や就労促進を通じて第２号被保険者の拡大を図りつつ、第３号被保険者制度を廃止³⁷すべきである。加えて、同様に就労調整を招く要因となっている健康保険等の被扶養者制度における収入要件、および税制面では配偶者控除・配偶者特別控除についても見直しが検討されることが望ましい。

また、多様なキャリア形成を支援する観点から、失業・休業中に学び直しに要した費用を、転職後の収入から複数年にわたって控除できる「能力開発控除（仮称）」を創設すべきである。

<要望項目>

- 第３号被保険者制度の廃止、
健康保険・厚生年金保険の適用拡大、
（適用対象となる事業所の範囲拡大の前倒し、労働時間要件の引き下げ）
ならびに被扶養者制度および配偶者控除・配偶者特別控除に関する見直しの検討
- 個人が失業・休業中に学び直しをする場合に、転職後の収入から複数年にわたってその費用を控除できる「能力開発控除（仮称）」の創設

② 子育て支援・資産形成の後押し

共働き世帯数が全体の約７割を占める中、子育て・家事と仕事の両立に伴う負担軽減および就業継続を支援する観点から、家事・育児関連サービスの利用料に関する税額控除³⁸を導入すべきである。あわせて、企業による子育て支援を促進するため、フリンジベネフィットの対象範囲の拡充³⁹、および企業が負担する「子ども・子育て拠出金」について、「く

³⁶ 短時間労働者に対する健康保険・厚生年金保険の適用拡大については、適用対象となる企業規模（厚生年金保険の被保険者数）が段階的に引き下げられ、2027年10月からは36人以上、2029年10月から21人以上、2032年10月から11人以上の企業等へと対象が拡大される方針となっている。また、年金制度改革法（2025年6月13日成立）に向けた検討過程で、労働時間要件の週10時間以上への引き下げなど、さらなる短時間労働者への適用拡大について検討を加える旨の附帯決議がなされた（2025年6月12日、参議院厚生労働委員会）。

³⁷ 第２号被保険者に該当しない者については、第１号被保険者として加入・負担を求めることを検討すべきである。

³⁸ 当会では、2022年9月『2023年度税制改正に関する要望』において、家事・育児関連サービス利用料の税額控除を要望している。

³⁹ 企業が従業員に対して行う育児休業における給与保証（１ヶ月分）、育児や子どもの教育関連費用への手当などが考えられる。

るみん認定」の取得有無等に応じて料率を加減算する仕組みを導入すべきである。

加えて、資産形成を通じた所得向上を支援する環境整備も重要である。従業員持株制度における奨励金の非課税化や配当所得に対する税負担の軽減を検討すべきである。また、企業型DCは、従業員自らが運用商品を選択でき、転職時に年金資産を移管できる利点があることから、企業型DBから移行しやすい環境を整備すべきである。具体的には、企業型DBからの移行に伴う積立不足額については、財務負担の平準化⁴⁰に向け、分割償却を認めるなど会計処理の柔軟化を図ることが望まれる。

<要望項目>

- 子育て世帯の家事・育児関連サービス利用料の税額控除の導入
- フリンジベネフィットの対象範囲の拡充
- 「子ども・子育て拠出金」の料率を加減算する仕組みの導入
- 従業員持株制度における企業奨励金の非課税化および従業員が受け取る配当所得に対する税負担の軽減
- 企業型DCへの移行の円滑化に向けた環境整備（分割償却などの会計処理の柔軟化）

⁴⁰ 積立不足額の一括償却に伴う一時的な特別損失の発生が懸念される。

第2部 2027 年度税制改正に関する要望 ～法人課税を中心に～

1. 企業の成長力強化に向けた支援を強化すべき

近年、企業収益拡大を背景に国内投資や賃上げが進み、法人税収も増加している。一方、企業を取り巻く負担は、防衛費増額および子ども・子育て支援に伴う新たな負担に加え、社会保険料負担の増大などにより高まっている。法人課税のあり方については、成長型経済の実現に向けた企業の投資や賃上げを促す観点に加え、国際競争力の確保にも留意する必要がある。

法人向けの租税特別措置については、「租税特別措置の適用状況の透明化等に関する法律」に基づく適用実態調査などの結果をふまえ、よりのを絞った政策に重点を置くべきである⁴¹。また、法人課税については、複雑化した税制の見直しや事務負担の軽減を求める意見も多く、簡素でわかりやすい税制を構築していく必要がある。

国際課税に関しては、グローバル・ミニマム課税⁴²をはじめとするOECD・G20の新たなルールが制定される中、わが国独自の税制と国際的な新たな課税ルールの双方への対応を迫られるケースが増えており、企業の経済実態に即した制度への見直しが急務となっている。

こうした観点から、以下の通り要望する。

(1) 租税特別措置の新設および延長・拡充

① 人的投資を支援する制度の創設(グループ、サプライチェーンへの支援を含む)

企業の持続的な成長にあたり、デジタル化や産業構造の変化が進む中、求められるスキルや業務内容が多様化しており、人的投資の強化の重要性が高まっている。そのため、リスキル・教育訓練に関連する費用を税額控除できる制度の創設が求められる。その際、親会社等がグループ会社や関係会社の従業員に対する研修や資格取得費用を負担する場合や技術支援などを行う専門人材の出向・派遣費用等も対象に含めるなど、実効性の高い支援制度を整備すべきである。

⁴¹ 租税特別措置の活用状況の透明化に向け、企業名や適用額の公表が検討されているが、投資額などの秘匿情報の推測につながる恐れやレピュテーションリスクも想定されるため、慎重な対応が求められるとともに、仮に公表する際には、そのタイミングや内容に関して十分に配慮されることが期待される。

⁴² グローバル・ミニマム課税は、OECD・G20が主導する国際課税改革「第2の柱」に基づき、多国籍企業を対象に、国ごとの実効税率が最低税率(15%)を下回る場合に追加課税を行う制度。2021年にOECD・G20で基本合意され、日本では2023年度税制改正でIIR(所得合算ルール)が導入されている。

② イノベーションボックス税制の拡充（グループ内取引の対象化）

2024 年度税制改正において創設されたイノベーションボックス税制は、研究開発の成果である無形資産の社会実装や収益化を後押しする制度であり、研究開発への投資段階を支援する研究開発税制と、その成果の収益化段階を支援するイノベーションボックス税制が相互に機能することで、企業が得た収益を再び研究開発へ投資するという好循環の創出が期待されている。知的財産などの無形資産がライセンス収入にとどまらず、グローバルな事業展開を支える重要な経営資源となっていることをふまえると、国際的な租税回避防止ルール（B E P S）との整合性を確保しつつ、現行制度で除外されている、グループ会社からのロイヤリティ収入をはじめとするグループ内取引も対象とすべきである。

③ 戦略分野国内生産促進税制における計画の認定期間の延長

戦略物資の安定供給確保と国内投資の促進を目的に創設された戦略分野国内生産促進税制は、事業適応計画の投資額や付加価値率の目標値などの認定要件が厳しく、広く活用されるにいたっていない。今年度末が事業適応計画の認定期限となっているが、今後とも企業の継続的な投資を後押しするため、認定要件を緩和したうえで、同計画の認定期間を延長すべきである。

④ 中小企業関連税制の延長

人手不足やコスト上昇など中小企業を取り巻く経営環境が依然として厳しく、円滑な事業承継や事業再編、賃上げや生産性向上に向けた投資を下支えする必要性が引き続き高い状況にある。そのため、事業承継税制や賃上げ促進税制、中小企業経営強化税制、中小企業投資促進税制、中堅・中小グループ化税制など、2026 年度末にて適用期限を迎える中小企業向けの租税特別措置について延長すべきである。また、評価額の見直しに向けた議論が進む取引相場のない株式の取り扱いについては、中堅・中小企業の負担が急増することのないよう慎重な検討が求められる。

＜要望項目＞ ～租税特別措置の延長および新設～

- 人的投資を支援する制度の創設（グループ、サプライチェーンへの支援を含む）
- イノベーションボックス税制の一定の要件を満たしたグループ内取引の対象化
- 戦略分野国内生産促進税制の事業適応計画の認定要件の緩和と期間の延長
- 中小企業向けの租税特別措置の延長

（事業承継税制、賃上げ促進税制 [中小対象]、中小企業経営強化税制、中小企業投資促進税制、中堅・中小グループ化税制）

(2) インフレなどをふまえた企業の事務負担の軽減

① 減価償却資産にかかる取得価額の引き上げ

近年、インフレ基調が続いているが、取得価額が一定額以下の資産について簡便な費用処理を認める、少額減価償却資産や一括償却資産の上限は長年据え置きとなっている。こうした中、とりわけ、社用 P C 等の資産価格が上昇し、一括償却資産の上限額⁴³を超えて固定資産に該当するケースが生じやすくなっている。この場合、固定資産台帳への登録や現物確認に加え、従業員への貸与や人事異動に伴う保有部門や設置場所の変更、管理ラベルの更新等が必要となるため、経理部門のみならず全社的な管理負担の増大を招きかねない。こうした実態やインフレが続く状況をふまえ、少額減価償却資産や一括償却資産の取得価額の上限額を引き上げるべきである。少なくとも一括償却資産の上限額を現行 20 万円から 30 万円以上への引き上げが求められる。

② 租税特別措置の認定手続きの見直し（認定プロセスの改善や基準の明確化）

租税特別措置の適用にあたっては、事業計画の認定手続きにおいて煩雑な確認作業が必要となるほか、事前の準備をふまえて対象になると想定していたにもかかわらず、最終的に計画が認定されないケースも生じており、企業の予見可能性を損なっている。今後、こうした認定手続きを伴う制度を導入・運用する際には、事前確認プロセスの整備や審査基準の明確化など、企業の事務負担に配慮した運用⁴⁴が求められる。

<要望項目> ～インフレなどをふまえた企業の事務負担の軽減～

- 少額減価償却資産・一括償却資産の取得価額の上限額の引き上げ
(少なくとも一括償却資産の上限額を現行 20 万円から 30 万円以上へ引き上げ)
- 租税特別措置の認定手続きの見直し（認定プロセスの改善や基準の明確化）

(3) 国際課税にかかる制度の見直し

経済のグローバル化やデジタル化が進展する中、グローバル・ミニマム課税の導入など、国際課税のあり方は大きく変化している。一方で、制度の複雑化や各国の制度・執行の違いにより、企業の事務負担の増大や国際的な二重課税が生じている。こうした課題に対応するため、国際

⁴³ 税務上、少額減価償却資産の特例として 10 万円未満の資産は取得時に全額損金算入経費として一括償却が可能であり、一括償却資産の特例として 10 万円以上 20 万円未満の一括償却資産は、耐用年数にかかわらず 3 年間で均等償却することが認められている。一方、20 万円以上の資産は、原則、通常の減価償却資産として扱われ、耐用年数に応じた償却に加え、固定資産税（償却資産税）の申告対象ともなる（但し、中小企業等は 40 万円未満の資産は全額損金算入が可能）。

⁴⁴ 会員企業からは、取締役会資料や社内稟議などをそのまま活用し、提出できる仕組みなどを求める声も多い。

的な合意形成を基本としつつ、企業の実態をふまえた制度整備を進めることが重要である。

① 外国子会社合算税制の見直し（事務負担の軽減）

国際ルールであるグローバル・ミニマム課税とわが国の外国子会社合算税制については、以下の概要の通り、課税の仕組み等は異なるものの、タックスヘイブンや低税率国への所得移転等による税源浸食を防止するという点で、共通する面がある。

[両制度の概要]

グローバル・ミニマム課税	一定規模（年間売上 7.5 億ユーロ）以上の多国籍企業を対象に、各国ごとに負担税率を計算し、最低税率を下回る場合に追加課税する制度 【最低税率】15%
外国子会社合算税制	低税率国を利用した租税回避を防止するため、実質的な事業活動を伴わない外国子会社の所得を親会社等の所得として合算課税する制度 【適用免除税率】20%以上 ⁴⁵

一方、両制度は、適用判定に必要な税率等の算出方法や対象とする税金・所得の範囲が異なるため、企業はそれぞれについて計算・管理を行う必要があり、事務負担が大きい。そのため、グローバル・ミニマム課税のために計算したデータ等を外国子会社合算税制にも活用できるようにするなど、制度の見直しを進めるべきである。

また、わが国の外国子会社合算税制は、外国子会社の経済活動の実態を証明するための提出資料が多岐にわたっており、企業の事務負担は増大している。グローバル・ミニマム課税の最低税率が15%で国際的に合意されていることをふまえ、適用免除税率について、現行の20%以上から15%以上へ引き下げる⁴⁶ことで、対象となる国や外国子会社を絞りこみ、企業の事務負担の軽減に努めるべきである。

② 二重課税への対応

外国子会社からの配当送金等に課される源泉税負担について、当該配当等は日本でも課税対象になることがある。そのため、企業の国際的な資金還流や投資活動を阻害しないよう、租税条約の見直し等を通じて、二重課税の軽減や解消を図るべきである。また、海外M&Aやグループ再編により外国子会社を取得した場合、買収前に生じていた所得が外国子会社合算税制の対象となり、実質的な二重負担が生じる場合があるため、当該所得を課税対象から除外すべきである。

⁴⁵ ペーパーカンパニーの適用免除税率は27%以上。

⁴⁶ ドイツでは、自国の外国子会社合算税制の対象税率を25%から15%に引き下げている。

<要望項目> ～国際課税にかかる制度の見直し～

- 外国子会社合算税制の見直し（グローバル・ミニマム課税の計算結果の活用、適用免除税率の見直し）
- 外国子会社にかかる二重課税の排除（配当送金に関する対応、買収前所得の課税除外）

2. 地域の活性化に向けた後押しを行うべき

（1）多極成長・分散型の経済圏の形成の推進

わが国の持続的な成長に向けては、複数の経済圏が地域の特色を活かして発展を牽引する複眼型国土の形成が極めて重要と考える。

首都直下地震等の大規模災害に備え、行政機能のみならず交通・物流・情報通信等の基盤インフラを含む首都機能のバックアップ体制を国内に確保しておくことは、国民生活および経済活動の継続の観点から重要性が増している。こうした観点から、先般成立した、いわゆる副首都法の条文に「副首都の整備に係る施策その他国家社会機能継続性確保施策を実施するため必要な法制上、財政上又は税制上の措置」「民間の事業所等の首都中枢機能代替地域への移転等に係る投資を促進するために必要な税制上の措置」や「民間投資を促進するために必要な税制上の措置」を講ずると記載されていることをふまえ、既存の税制⁴⁷の延長線上にとどまらない、より大胆かつ強力な税制優遇措置の内容を検討していくべきである。

また、地域の特性を活かした成長戦略を後押しする支援も重要である。大阪・関西における国際金融都市の実現に向けて、2024年に指定された金融・資産運用特区を活かした、金融市場の活性化、および金融分野等の高度外国人材の活躍、投資促進につながる有力な民間事業者等の事業環境整備が必要である。その一環として、金融系外国企業等に係る法人税（国税）の軽減措置、および金融商品に係る所得課税の損益通算範囲の拡大⁴⁸（デリバティブ取引の追加）に取り組むべきである。

<要望項目>

- 副首都機能整備につながる税制優遇措置の創設
- 国際金融都市機能強化につながる税制支援
（金融系外国企業等に係る法人税〔国税〕の軽減措置、
金融商品に係る所得課税の損益通算範囲の拡大〔デリバティブ取引の追加〕）

⁴⁷ 既存の税制では、2015年度の税制改正で創設された地方拠点強化税制がある。同税制は、地域再生法に基づき、企業が本社機能の全部・一部を東京23区から地方へ移転（移転型）、または、地方における拠点を拡充（拡充型）する場合に、都道府県知事の認定を受けた事業者に対し、税額控除・特別償却等の優遇措置を講じるものである（移転型：特別償却25%・税額控除7%、拡充型：特別償却15%・税額控除4%）。

⁴⁸ 複数の金融商品の利益と損失を相殺できる対象範囲は拡大されてきたものの、デリバティブ取引は対象外であり、金融商品間の課税の中立性の観点から見直しが求められる。

（２）偏在性の小さい地方税体系などの構築

地方税について、当会はかねてより、応益課税の明確化や税収の偏在是正等の観点に基づき、検討を深めることが不可欠であると訴えている。こうした中、令和９年度与党税制改正大綱において、結論を得るとしている地方法人課税における税源の偏在⁴⁹を是正することを目的とした特別法人事業税・譲与税の対象拡大については、着実に実施すべきである。

なお、複眼型の国土形成を推進する観点から、地方公共団体が地域の実情に応じた行政サービスを提供し、自律的かつ安定的な財源基盤を確立していくためには、自主財源の充実を図りつつ、税源の偏在是正と財政力格差の調整を適切に組み合わせていくことが求められる。そのため、地方税制および地方交付税も含めた地方財政調整制度のあり方について、中長期的な視点から抜本的な見直しを進めるべきである。

<要望項目>

- 地方法人課税の偏在是正の追加的措置（特別法人事業税・譲与税の対象拡大）

（３）企業による地方創生に関する取り組みの後押し

企業版ふるさと納税については、地方法人課税における偏在是正の取り組みなどによって、地方税の法人住民税と法人事業税における控除額が上限に達しやすくなっている。今後、さらに偏在是正の取り組みが進められていくことが想定されることも見据え、寄附額の最大９割の負担軽減が適用されるよう、国税の法人税における控除額を拡大すべく、現在の基準の見直しが求められる。

<要望項目>

- 企業版ふるさと納税における法人税分の上限基準の見直し
（国税の法人税における控除額の拡大）

⁴⁹ 総務省「地方税制のあり方に関する検討会」報告書（２０２５年１１月）では、東京一極集中の構造的要因として、人材・投資や企業本社のみならず、税収の東京への集中が挙げられており、これらの要因の循環的な構造が東京一極集中を加速させている旨が指摘されている。

おわりに

近年、税財政・社会保障に関する国民的・政治的な関心が高まる中、諸制度の見直しに向けた議論が深化し、改革の実現に向けた動きが着実に進んでいることは望ましい。

今後は、わが国がめざすべき将来像を見据えつつ、優先順位と実現可能性を勘案しながら、時間軸を意識して改革の方向性と工程を明確に示し、必要な見直しを果敢かつ着実に実行していかなければならない。その際、こうした改革は国民生活に広く関わるものであるため、政府には、その必要性や意義について、国民に丁寧かつ真摯に説明することが求められる。また、国民においては、その時々の方々の目先の受益のみにとらわれることなく、将来世代への影響も含めた中長期的な視点も交えて、諸政策の是非を判断することが期待される。

財政運営をめぐっては、これまでの経済成長の伸び悩みの一因として緊縮財政を指摘する声がある。しかし、過去 30 年間の推移を見ると、名目 GDP の伸びに比べ、国の一般歳出は増加し、普通国債残高は大幅に拡大してきた。経済財政運営にあたっては、特に公的債務が累積するわが国においては、予算規模の拡大のみを追求するのではなく、限られた財源を真に必要なかつ効果的な分野へ重点的に配分し、財政支出の質の向上を図るとともに、規制緩和をはじめとする供給サイドの構造改革を強力に進めることが求められる。

また、持続的な経済成長の実現に向けて、引き続き、企業においては、付加価値を創出する主体として、経済活動を牽引するとともに、雇用機会の維持・創出、賃金・配当の原資となる付加価値の創造、さらには税・社会保険料の負担を通じて、社会・地域の繁栄と発展、国民・従業員の生活基盤を支えるなど、公益資本主義の考えのもと、社会の公器としての役割を果たしていくことが求められる。

当会では税制・財政・社会保障に関する様々な課題について、今後とも歳出・歳入両面から議論を深め、適宜、政策提言を行うとともに、その実現に向けた活動を展開していく。

以 上

参考資料

参考 1 : 経済社会の望ましい姿の好循環 イメージ図

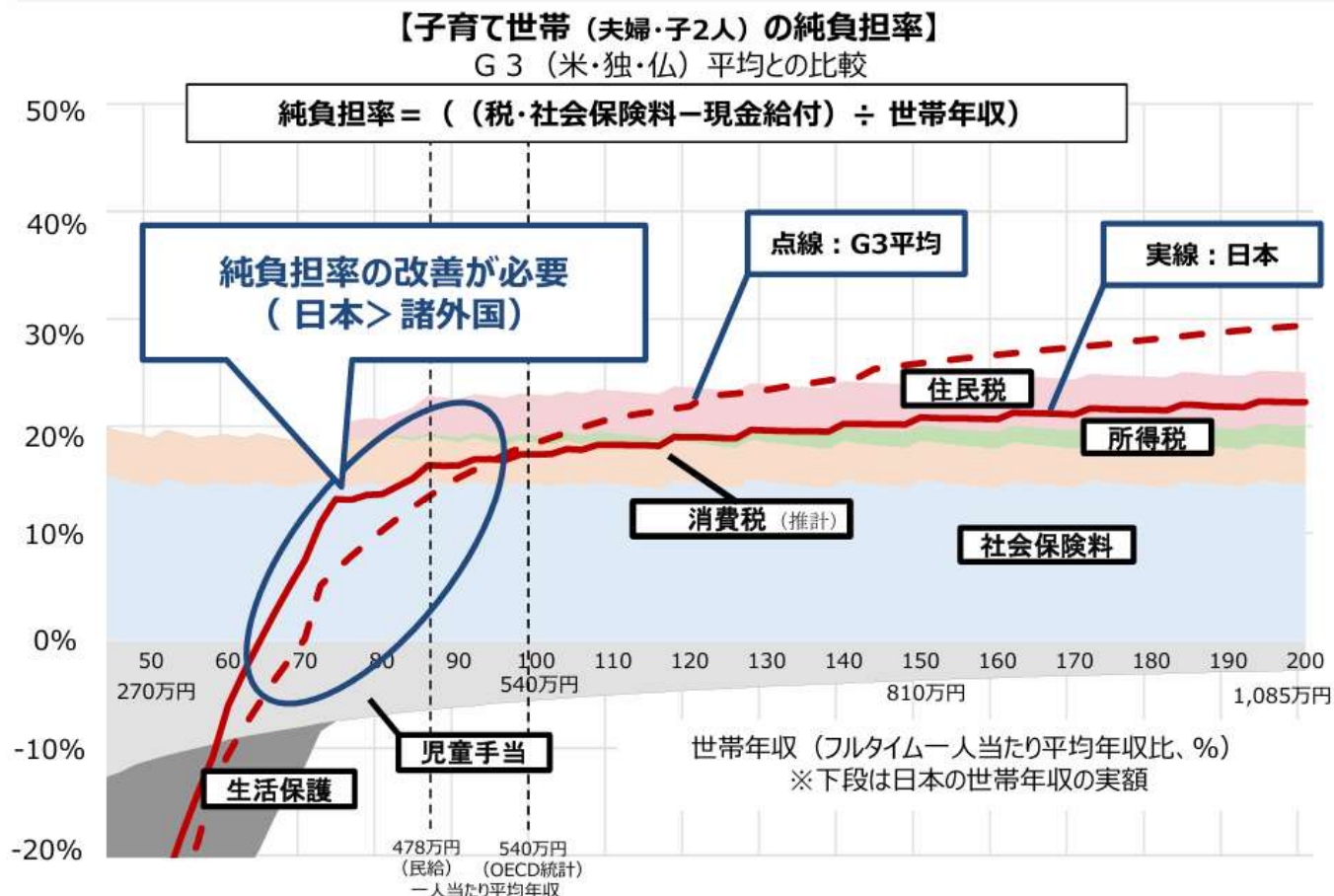
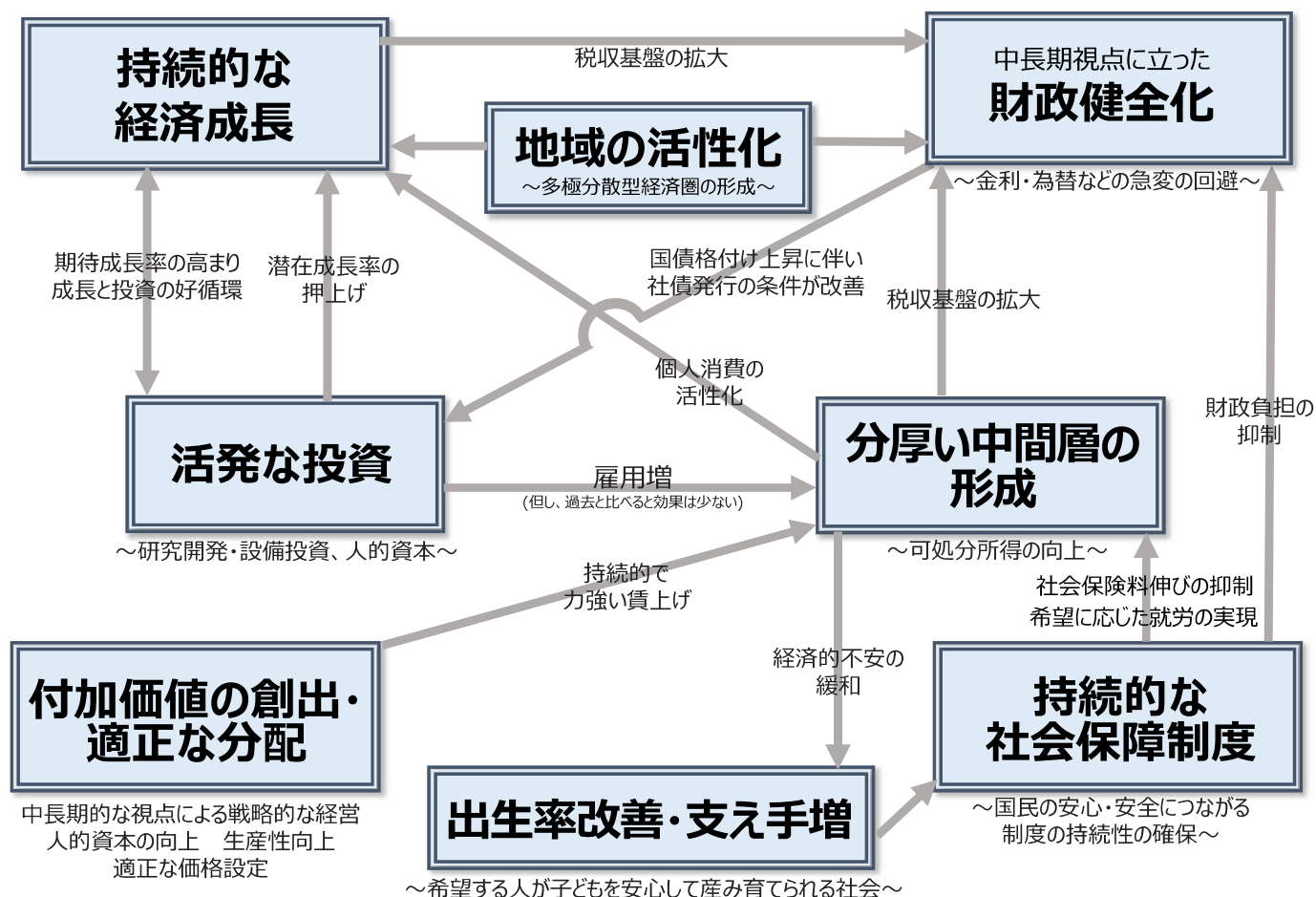
参考 2 : 子育て世帯（夫婦・子 2 人）の純負担率
（「社会保障国民会議」中間とりまとめより）

参考 3 : 社会保険料軽減付き税額控除 制度案

参考 4 : 「ガバメント・データ・ハブ」による税（所得情報）と
社会保障給付の連携イメージ

※東京財団の森信茂樹シニア政策オフィサーによる案

参考 5 : 応能負担の強化等を通じた受益と負担の再構築の
イメージ（所得・世代別）



以下図の矢印は増減をイメージ（↓は負担減・給付増、↑は負担増・給付減）

